

福祉委員ってなあ～に？

現在、少子高齢化や地域での共助基盤の弱まり、孤立等、様々な生活・福祉課題があります。それらの課題に対し、一部の専門職だけで発見したり、24時間対応するのは困難です。

そのような生活・福祉課題に対し、地域の中で「みつける」「しらせる」、行政や福祉関係機関に「つなぐ」ことができること。また、地域住民同士が「つながり」、福祉の情報を「ひろめあう」、様々な福祉課題に気づき、助け合えるそんな地域づくりにご協力をいただいている地域のボランティアです。

1 みつける

日常生活の中で、無理なくできる範囲での見守りや声かけを行い、住民の“困りごと”や“ちょっとした変化”に気づきみつけます。



福祉委員の活動 (4つの柱)

2 しらせる

住民からの相談や日頃の見守りや声かけにより、気になることに気づいたり発見した際は、民生委員児童委員や社協等の関係機関にしらせます。



3 つながる

地域の地区行事等に参加したり、地域に出ていくことで、地域の情報や実情などを理解し、地域住民とつながっていきます。



4 ひろめる

福祉に関するサービスや情報を地域の方にひろめたり、社協の活動や研修に参加、協力していただくことで、地域住民への情報提供とお互いのつながりもひろげます。



福祉委員さん 活躍中!!

福祉委員のビデオはHPに掲載中

「厚生労働大臣表彰を受賞！」

永平寺町ボランティアセンターに登録されているボランティアグループ「点訳サークル松岡サンライト」様が、ボランティア功労団体として厚生労働大臣から表彰されました。

町内小学生を対象に点訳講習を開催し、子ども達への福祉教育にもご尽力いただいております。地域住民への周知や福祉力向上の推進を図ることを目的に活動されてきました。

さらに、当会広報誌「ほほえみ」を始め、永平寺町役場の広報誌や県立盲学校図書館の本の点訳など、視覚障がい者の方への支援として、長年に渡り活動に携わってこられた功績に対して、今回の受賞となりました。



永平寺町社会福祉協議会

福しんぶん ほほえみ

2026.3月号 Vol.168

会費 (会員募集) のお願い

皆様からいただく会費は「地域福祉活動」や「福祉支援」などに有効活用させていただいております。町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

会費(会員)の種類

- 普通会員 (町内の全世帯にお願いしています) 500円
 - 特別会員 (個人団体に関わらず社協事業にご賛同いただける方にお願いしています) 5,000円 (10口)
 - 賛助会員 (社協活動に賛同し協力していただけたい法人・事業所様にお願いしています) 5,000円 (10口)
- ※いずれの会費についても参加協力は任意となっております。

地域福祉事業

地域内の福祉活動(地域内の支え合い活動の推進、高齢者の見守り活動等)、(ボランティア活動)の支援を行います。



物品貸出事業

車いすや福祉車両の無料貸出、サロン等で使用するレクリエーション物品等の無料貸出を行います。



企画広報事業

広報誌「ほほえみ」の発行や社協のホームページを通して、福祉関係の情報や地域の情報を発信します。



段階的セーフティネット事業

永平寺町内で、相談事業所と連携して生活に困っている方に対し、食料品の提供等による支援を行います。



お問い合わせは下記①まで

令和9年度 赤い羽根共同募金 助成団体の公募

- 助成対象団体** 町内で活動している社会福祉法人・特定非営利団体・福祉団体・ボランティア団体・地域団体
- 対象事業** 地域や社会を豊かにする！元気づける！ための地域福祉事業 (事業実施期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日まで) ※次の事業は対象外とします。
 - (1) 他の補助金との重複や公的補填のある事業
 - (2) 営利活動や政治、宗教、組合の運動のための手段となる事業
 - (3) 福祉を目的としない事業

助成の範囲 対象経費の4分の3以内で、10万円を限度とします。

申請期限 令和8年4月1日(水)～5月29日(金) ※期限を過ぎての受付は行いません。

申請書は当会ホームページよりダウンロードしてください。

永平寺町協 各種申請・ダウンロード

お問い合わせ先 永平寺町共同募金委員会 ☎0776-63-3868

急募!!

介護 スタッフ 募集!

利用者様が生きがいある日々を送るお手伝いをしませんか。

お気軽に下記①までお問合せください

- 募集人員** 若干名
- 就業場所** デイサービスセンター (松岡、永平寺)
- 勤務時間** 8:30～17:00 週2回以上(2時間～) (いずれも相談に応じます)
- その他** 未経験者歓迎!!

無料法律相談

13:00～16:00 要予約

4月23日(木) 松岡福祉総合センター 担当弁護士: 和田 晋一 氏

6月25日(木) 永平寺町社会福祉協議会 本所 担当弁護士: 小前田 申 氏

※お一人様の相談時間は20分程度です。 ※事前に電話予約が必要となります。 お問い合わせは下記①②③まで。

5月28日(木) 永平寺老人福祉センター 担当弁護士: 岩本 雄太 氏

借金、各種支払い、契約、土地、相続などについて、幅広くご相談いただけます。福井弁護士会所属の先生が対応する大変貴重な機会ですので、お困りの方は是非ご利用ください。



心あたたまるご寄附ありがとうございました。いただいた寄附金、寄贈品は用途を尊重し、社会福祉のために有効活用させていただきます。

永平寺町立図書館 様 ¥2,863 匿名様 ¥30,000

お問合せ先 永平寺町社会福祉協議会

- ①本 所 永平寺町石上27-41 電話:0776-64-3000
- ②永平寺事務所 永平寺町飯島6-34 (永平寺老人福祉センター内) 電話:0776-63-3868
- ③松岡事務所 永平寺町松岡吉野塚15-44 (松岡福祉総合センター内) 電話:0776-61-6003
- ④地域包括支援センター 永平寺町松岡春日1-4 (永平寺町役場本庁内) 電話:0776-61-6166

※受付時間は平日(土日祝日を除く)8:30～17:00まで

ホームページ <http://www.eiheijishakyo.jp/shakyo/>



「福しんぶん ほほえみ」は点訳版も発行しています。「福しんぶん ほほえみ」の発行には共同募金が使われています。

第2次活動計画の評価と方向性

第2次永平寺町地域福祉活動計画（令和2年度～令和7年度）に
あたり、この活動計画を点検し、その実施状況を評価しました。

評価

評価	😊 いいね … 達成している	方向性	🟢 継続 … 引き続き実施する
	😬 まあまあ … 概ね達成している		🟡 拡充 … より一層充実する
	😞 もう少し … 強化・見直しあり		🔴 廃止 … 廃止または中止する

みんなと笑顔でたのしく生きるまち



地域福祉活動計画の評価を終えて

令和2年から7年までの6年間にわたる「第2次地域福祉活動計画」を振り返ると、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態への局面から始まりました。一時は住民による福祉活動の休止や停滞を余儀なくされ、地域福祉の推進が困難な時期もありました。

しかし、状況の緩和とともに動きが活発化する中で実施した「インタビュー方式の聞き取りアンケート」において、住民のみなさんの「生の声」に触れたことは、社協職員が掲げる「地域とのつながりの大切さ」を再認識する貴重な機会となりました。

この対話が、住民のみなさんにとって「福祉」をより身近なものとして捉える「気づき」のきっかけとなっていれば嬉しいかぎりです。

この「気づき」を起点として、永平寺町社協は住民のみなさんが自ら地域内の福祉活動のために歩み出すことができ、活動が継続していけるよう「活動の応援者」として、いつでも頼れる存在でありつづけ、住民のみなさんが主役となった活動を支えられる存在であり続けられるよう努めてまいります。

これからも「みんなと笑顔でたのしく生きるまち」の実現に向けて住民のみなさんと共に歩んでいきたいと思っております。

◎評価の説明を希望される方は、地域福祉推進課 ☎61-6003 までご連絡ください。社協ホームページで評価を掲載。

福祉委員委嘱式および研修会を開催しました！

令和8年1月17日、上志比文化会館サンサンホールにて「福祉委員委嘱式」を執り行いました。
町全体で約130名の方に福祉委員をお願いしており、当日は多くの方にご出席をいただきました。



トークライブの実施

委嘱式後は、新福祉委員に向けた研修会を開催しました。
新たな試みとして、福祉委員の方々（企画委員）を交えた「トークライブ」を実施。
活動のやりがいや役割について、実体験に基づいたアドバイスを共有していただきました。

みつける

日常生活の中で、いきなり訪問して様子を聞くのは難しいと思われまます。まずは日々の生活の中で、周囲を少しだけ気にかける、例えば社協の広報誌をきっかけに顔を合わせるなど、自然な形で見守りを行えば良いのではないのでしょうか。

しらせる

月1回の報告は大切ですが、仕事や家事が忙しい時もあります。活動を長く続けるコツは、自分のライフスタイルに合わせたペースで行うこと。無理なく「できる時に、できる形で」行えばいいのではないのでしょうか。

つながる

地域のサロン活動に参加すると、人との繋がりが深まります。自分一人では把握できない地域の様子も、多世代との交流を深めることで、自然と情報が耳に届き、活動を深めることができるのではないのでしょうか。

ひろめる

研修で学んだことを地域全体に伝えるのはなかなか難しいかと思われまます。まずは家族や友人など、身近な人との会話から始めると良いのではないのでしょうか？徐々に広がってほしいのです。

グループワークでの交流

その後のグループワークでは、活動に対する疑問点や、円滑に進めるためのヒントについて活発な意見交換が行われました。

地域の見守り活動に向けて

新福祉委員の皆様には、これから2年間の任期中、右記の4つの柱となる活動を中心に地域の見守りにご協力をよろしくお願い致します。

- みつける** 地域の変化に気づく
- しらせる** 民生委員や関係機関へ連絡
- つながる** 地域の絆を深める
- ひろめる** 福祉の情報を広げる



地域の皆様が「みんなと笑顔でたのしく生きるまち」で暮らして行けるよう、2年間どうぞよろしくお願いたします。

第2次地域福祉活動計画

評価をおこないました。

地域福祉活動は、住民のみなさん自らが行う取り組みを示した活動です。



第2次地域福祉活動計画 (R2~R7)



自分たちが住んでいるところをみんなが幸せになれるよう、また住みやすくしていくために何をしたらよいかを表したものです。

評価 (R7)

評価にあたっては、20代～70代の男女（地域の方・福祉委員・サロン・学生・障がいの当事者の方・ご家族・福祉関係などの方）といった多くの住民の方からお話を伺いました。



計画期間を令和2年度～7年度とする第2次永平寺町地域福祉活動計画（以下、「2次計画」）のもと、令和2年度より「みんなと笑顔でたのしく生きるまち」を基本理念と位置づけ、笑顔で楽しく暮らしていくために行政、関係機関、団体等と力を合わせ、住民同士が支え合いながら福祉、生活課題に応えていける、地域の方が主役となれる地域福祉活動を推進しています。例えば、当会では、高齢者が健康で生き生きとした生活を送るための「ふれあいサロン」の立ち上げや運営支援、また、マンパワーとして地域に必要なボランティアの新たな人材育成や活動への支援を行う「ボランティアセンター」の運営、さらに、町内会内の福祉課題（見守り、防災の準備、福祉マップの作成、ごみ問題など）を住民同士が話し合い解決策を考えていく「小地域福祉委員会」の立ち上げや運営支援など幅広い地域福祉活動を展開しています。そこで、これらを踏まえ、2次計画の最終期である今年度、地域福祉活動計画評価委員会（以下、「委員会」）において計画の評価（実際の活動、これまでの成果・理由、課題、今後の取り組み）を実施しました。

また、これらを踏まえ、令和8年度から始まる3次計画（次期計画）にあたり、委員会で得た評価を精査し継承し、さらに推進してまいります。